

令和5年度

養父市商工観光・地域振興イベント補助事業

(養父市商工業及び観光業振興事業補助金)

募集要項

令和4年7月

養父市産業環境部商工観光課

1 事業目的

観光客の誘致イベントや夏祭り等の市民イベント活動に対して支援することで、養父市の商工業及び観光業の振興、地域の賑わい、都市との交流を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

商工業・観光業の振興、地域の賑わいや都市との交流を目的とするイベント事業

3 補助対象団体

商工業団体、観光業団体、5人以上で構成する市民団体及び団体の連合組織

4 補助対象経費

費用	内容
報償費	出演者謝礼（補助対象事業費の10%を上限とする）
旅費	出演者旅費、キャンペーン旅費
需用費	ポスター・チラシ等印刷費、看板・のぼり作成費、イベント消耗品、事務消耗品、スタッフ用被服費
原材料費	調理用材料費、会場設営資材費
役務費	新聞等広告費、郵便料、イベント保険料
委託料	テント・ステージ・客席等イベント会場にかかる設営・撤去費、会場及び周辺の警備委託費、電気・水道にかかる設備費、機器類オペレート費、事務委託料
賃借料	会場・付属施設使用料、音響機器使用・レンタル料、自動車借上げ料
その他	市長が認めた経費（H17.12.7に交付された行政改革大綱により補助対象経費とされる雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員賃金 ほか）

なお、次に掲げる経費は補助対象外とします。

※補助対象外経費の例

(1) 団体の経常的な活動に要する経費（例：事務所等の管理経費等）
(2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
(3) 備品（1万円以上で複数年にわたり使用できる物品）
(4) 記念品、商品券などの金券の購入代金
(5) 家賃（敷金、礼金も含む）
(6) 土地の取得、造成、補償にかかる経費
(7) 補助対象外の事業と共催する場合、それと共用する経費
(8) 併用する他の補助制度等の対象経費
(9) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
(10) 参加者から徴収または有料販売にかかる原材料費
(11) その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

5 補助率及び補助限度額

補助対象経費の1/2以内で審議会査定の範囲内とし、補助限度額は500万円までとします。

補助金額は、1,000円単位とし、端数は切り捨てとします。

6 選考方法

（1次審査）

提出された申込書をもとに事務局にて審査します。（養父市商工業及び観光業振興事業補助金交付規則において、妥当な事業であるかを審査します。）

（最終審査）

養父市商工観光イベント審議会を開催し、審議会の審議により補助事業の可否及び補助額を決定（内示）します。

7 選考基準

下記のとおり選考します。

補助対象事業の選考における着眼点は次のとおりとします。

- ① 政策合致性 … 養父市第2次総合計画の「人と自然と文化を活かし、多くの人が訪れるまち」施策及びまち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略の「基本目標：住みたいまちに」施策に合致しているか。
- ② 集客力 … 幅広い層の参加が期待でき、イベントの開催告知及び結果などを広く広報する手立てがあるか。
- ③ 計画性 … 事業目的や内容が明確で、事業規模、実施体制が適切か。
- ④ 期待度 … 市民の関心を集めるような話題性があり、活動に取り組む姿勢に熱意が感じられ、市民の共感が得られるか。

⑤ 新規性 … 新たな取り組みを積極的に実施する計画があるか。

8 留意点

養父市等を問わず、他の補助事業との併用は可とします。但し、他の補助事業の補助対象経費と本事業の補助対象経費の重複は不可とします。また、他の補助事業を併用する場合にあっては、全体事業を示すとともに、そのうち補助を受けたい事業や補助対象経費を明確に区分けしてください。

ただし、次に掲げる事項に該当するときは、補助対象事業としません。

- ・補助対象経費が50万円未満のとき
- ・その他、市長が適当でないと認めたとき

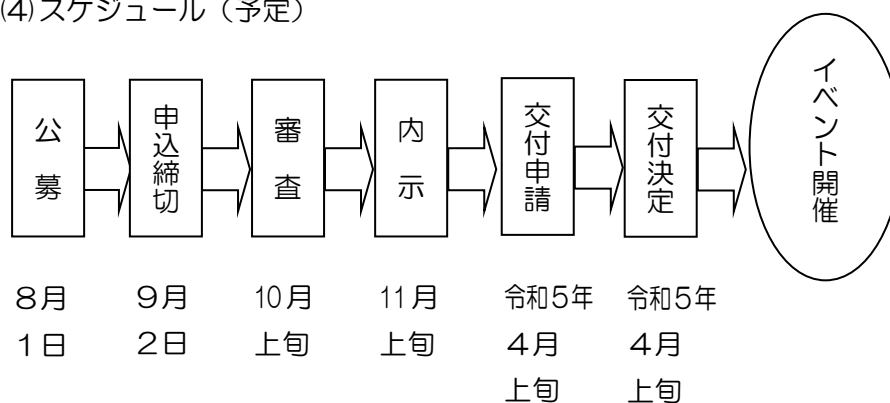
9 補助対象期間

補助金交付決定年度からその年の年度末までに予算執行できるものを対象とし、継続する事業の場合は、3年間を限度として補助対象期間とすることができます。

ただし、夏まつりイベント（旧4町単位）、新規事業を取り入れたイベントについては、年限を定めないものとします。

10 応募について

- (1) 募集期間 令和4年8月1日（月）から令和4年9月2日（金）まで
- (2) 提出書類 申込書、事業計画書、収支予算書、ヒアリング票、申請団体概要書 を各1部
- (3) 提出方法 持参または郵送（FAX、メールによる提出はできません）
- (4) スケジュール（予定）



11 申込・問い合わせ先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1（養父庁舎）
産業環境部商工観光課 TEL：079-664-0285